

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が___定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次条第1項、第4条から第6条まで、第9条、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 略

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する利用料金又は条例第12条に規定する使用料___を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(利用終了後等の整理)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により許可施設等(以下「許可施設等」という。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 第1項又は前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次条第1項、第4条から第6条まで、第9条、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 略

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条の規定による利用料金又は条例第12条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(利用終了後等の整理)

第 11 条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第 6 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに体育館の備品等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第 15 条 略

2 条例第 16 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款_____、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育長が___定める。

第 9 号様式(第 15 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

第 11 条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第 6 条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館の備品等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第 15 条 略

2 条例第 16 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第 9 号様式(第 15 条関係)

申請書

[別紙参照]